

提出書類チェックリスト

こちらも提出してください

このチェックリストの必要書類がそろっているか確認のうえ、確認欄にチェックし書類とともに提出してください。提出書類に不備のある場合は、審査できずお返す場合があります。不備のないようご提出ください。

【申請者氏名

】

すべての方が提出			確認欄
1	提出書類チェックリスト	書類が整っているかチェックし、提出してください。内容を精査し、可否を決定します。	<input type="checkbox"/>
2	総社市生殖補助医療費助成金給付申請書(様式第1号)及び計算式(申請額)別紙1	◆ 総社市生殖補助医療費助成金給付申請書 ※1回の申請につき、毎回必要です。 ※申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。 ※計算式(申請額)別紙1も必ず提出してください。	<input type="checkbox"/>
3	総社市生殖補助医療受診証明書(様式第2号)	◆ 総社市生殖補助医療受診等証明書 ※1回の申請につき、毎回必要です。 ※治療を受けた指定医療機関に記載を依頼してください。 ※ホームページの「助成対象となる治療」参照	<input type="checkbox"/>
4	医療機関の領収書及び診療明細書の写し	◆ 医療機関の領収書及び診療明細書の写し ※実施した治療の領収書及び診療明細書の写し(コピー)。原本の場合は、お返しできません。 ※指定医療機関が発行したもの。	<input type="checkbox"/>
5	夫婦関係を証明する書類	◆ 戸籍謄本(原本)(婚姻日、婚姻関係の有無を証明) ※発行日から3か月以内のもの。 ※事実婚の場合は、両方の戸籍謄本を提出してください。 ※夫婦ともに外国籍の方は、婚姻していることが分かる本国の証明と日本語に翻訳した書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
該当する方のみ提出			
6	総社市生殖補助医療費助成金事業調剤証明書(様式第3号)及び調剤薬局の領収書のコピー	◆ 調剤を受けた薬局の領収書及び診療明細書の写し ※院外処方がある方は、提出することができます。医療機関での治療費が助成上限額に満たない場合は、薬局に証明書の記入を依頼してください。 ※薬局に証明をしていただく際に、生殖補助医療受診証明書(様式第2号)の一部を薬局に提示する必要があります。	<input type="checkbox"/>
7	高額療養費の支給決定通知書のコピー 【保険診療を受けた方】マイナ保険証等を提示していない場合で高額療養費が支給された場合、また、自己負担限度額の適用区分ア～オの記載がない場合	※高額療養費の支給が決定された後、申請してください。 (高額療養費の手続きが済んでいない場合は、加入している健康保険で手続きをしてください(申請手続きが不要な場合もありますので、加入している健康保険にお尋ねください)。支給決定通知書の発行には通常2～3か月かかります。)	<input type="checkbox"/>
8	高額療養費の自己負担限度額の適用区分の分かる書類 【保険診療を受けた方】マイナ保険証等を提示していない場合、または提示していても申請書の自己負担限度額の適用区分ア～オの記載がない場合	※加入している健康保険者へ限度額適用認定証を申請し、治療を開始してください。 ※限度額適用認定証のコピーを提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	付加給付金の支給決定の通知書のコピー 【保険診療を受けた方で付加給付金の支給がある方】	※自身の健康保険に付加給付制度があるかどうか、各保険者にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
10	事実婚関係に関する申立書(様式第4号) 【事実婚夫婦の場合】	◆ 事実婚関係に関する申立書 ※事実婚の場合に必要です。 ※氏名欄は自署をお願いします。	<input type="checkbox"/>
11	子の出生等を確認できる書類 【助成回数のリセットを行う場合】	◆ 親子健康手帳の「出産の状態」のページの写し (死産の場合は死産届または死産証書もしくは死体検案書等の写し)	<input type="checkbox"/>